

看護教育制度の改革をめぐる看護婦2年課程学生の意識に関する調査研究

林 千冬^{1*} 近藤 宏美² 諏訪 由美子²

(1999年11月5日受付, 2000年1月4日受理)

要旨: 看護婦2年課程を置く群馬県下7校の専修学校の学生を対象に、今日の看護教育制度について、特に、4年制大学化と准看護婦養成停止の動きに対する意見を把握することを目的に、郵送留置法による質問紙調査を実施した。調査によって得られた777名の回答から、以下のような結果が得られた。

- 1) 対象者の7割以上は「看護職を続けていくには看護婦の資格が必要」と考えて現在の学校に入学してきたが、学校に満足だと回答した者は約3割に留まった。満足度を阻害する最大の原因是、勤労学生としての仕事上の負担の大きさにあると推察された。
- 2) 看護教育の4年制大学化の動きについては、対象者の7割以上が「一般社会が学歴社会だから当然」としつつも、他方ではほぼ同数の者が「看護婦間での待遇差を生むのではないか」との懸念を表明するという、肯定・否定入り交じる評価が明らかになった。
- 3) 准看護婦養成停止に関しては、これに賛成した者は対象者の2割弱に過ぎなかった。ただし、従来から制度問題に关心を寄せていた者や、准看護婦としての就労経験の長い者ほど養成停止に賛成する者の割合が高かった。
- 4) 現在就労する准看護婦全員が看護婦資格を取れるよう保障する施策や、准看護婦から看護婦資格への移行教育における通信制や衛星放送教育の導入などの要求については、准看護婦としての就労経験の長い者はこれを否定する傾向が強かった。

キーワード: 看護婦2年課程、各種・専修学校、大学、准看護婦養成制度、通信制教育

はじめに

今日の看護婦養成制度の変化は、主として1990年以降の、看護基礎教育における大学課程の増加（いわゆる「看護教育課程の4年制大学化」）および、やはり同時期の准看護婦養成停止に向けた動きと、それに伴う准看護婦移行教育への模索という両極面から捉えることができる。こうした中でまさに今学びつつある学生自身については、学生生活全般や教師との関係¹⁾²⁾、進路選択要因³⁾などについての検討が散見されるものの、教育制度をめぐる意識については、准看護婦学生に関する調査報告⁴⁾⁵⁾を除けば決して十分解明されているとはいえない。とりわけ、先述のような変化の渦中にあって、看護学生の中でも2年課程の看護婦養成所在学生は、准看護婦と看護婦の双方の教育課程

を経験し、なおかつ、今なお看護婦養成の主流である各種学校・専修学校（以下、各種・専修学校と略す）に在学しているという点で、現在の変化に非常に関わりの深い立場にあるといえる。

看護職養成制度のありかたが、社会のニーズに呼応すべきであると同時に、その下で学ぶ学生自身にとって満足と納得のいくものであるべきことは言うまでもない。そこで今回私たちは、こうした看護婦2年課程在学生を対象として、彼女・彼らが現在受けている教育をどのように受け止め、大学における看護教育や准看護婦養成とこれをめぐる諸問題についてどのように考えているのかを明らかにすることを目的に、以下のような調査研究を実施した。

¹⁾ 群馬大学医学部保健学科看護学専攻 ²⁾ 桐生医師会立桐生高等看護学院

*別刷り請求: 371-8514 群馬大学医学部保健学科

表1 対象者の基本的属性

年齢		就労場所		准看護婦としての経験年数	実数 (%)
19歳以下	1(0.1)	無床診療所	58(7.5)	1年未満	201(25.9)
20歳	27(3.5)	有床診療所	64(8.2)	1年以上3年未満	379(48.8)
21歳	162(21.0)	病院・100床以下	187(24.0)	3年以上5年未満	71(9.1)
22歳	135(17.4)	病院・101~500床	381(49.0)	5年以上10年未満	53(6.8)
23歳~30歳	309(39.8)	病院・501床以上	45(5.8)	10年以上15年未満	20(2.6)
31歳~40歳	89(11.5)	その他の施設	9(1.2)	16年以上	19(2.4)
41歳以上	42(5.4)	就労していない	25(3.2)	就労経験なし	32(4.1)
無回答	12(1.5)	無回答	8(1.0)	無回答	2(0.3)
計	777(100.0)	計	777(100.0)	計	777(100.0)

※注 2年課程学生としての就労も含む

対象と方法

研究対象は、群馬県内に所在する看護婦2年課程を有する7校（すべて各種・専修学校）の在学生全員のうち、質問紙調査への回答が得られた777名（有効回答率92.8%）である。

調査は自記式質問紙を用いて、各学校を窓口とした学生個人への郵送留置法によって、1998年1月16日から同2月5日の間に実施した。調査票の内容は、基本的属性、現在の学校への入学動機、現在の教育への満足度と学習状況、現在の勤務先の状況、看護婦養成制度の認知度、および、看護教育の4年制大学化と准看護婦養成停止とそれに伴う移行教育に関する意見と評価、および生涯教育に関する意見の計139変数で構成した。

これらの集計結果から、まず、対象者全体の傾向を調査項目ごとに明らかにし、次いで、准看護婦としての経験年数によっての傾向を見た。すなわち、対象者を「経験3年以上（就労学生としてではなく、准看護婦のみで就労した可能性の高い群）」と「3年未満（准看護婦としてのみの就労の可能性が低い群）」との2群に分け、各項目における比率の差の検定（ χ^2 検定）をおこなった。

調査票の集計にはMS EXCELver.5.0を、データの分析には統計プログラムパッケージSPSS ver.8.0を使用した。

結果

1 対象者の基本的属性と就労の状況

研究対象となった学生の年齢構成は、20~22歳が42.0%（324名）を占めた一方、31歳以上の者も16.9%（131名）であった。准看護婦としての経験年数は、3年未満が78.8%（612名）、10年未満になると実に94.7%（736名）にのぼった。対象者のうち男性の割合は9.7%（75名）であった（表1）。

一般に2年課程定時制の在学生は、多くが医療機関

等に就労しながら就学しているが、今回の対象者も例外ではなく、現在就労していない者は3.2%（25名）にすぎなかった。対象者の就労先は、78.9%（613名）が病院、15.7%（122名）が診療所であった。

就労先の労働条件については、「有給休暇の完全消化ができるていない」と回答した者が72.1%（542名）、「勤務時間は週40時間より多い」が34.9%（263名）といった実態が指摘されると同時に、「給与に満足していない」との回答が73.5%（553名）、「休暇を取っても休息できていない」との訴えも75.5%（568名）に上った（表2）。

表2 就労の状況

有給休暇の消化		実数 (%)
できている	173(22.3)	
できていない	542(69.8)	
無回答	62(7.8)	
計	777(100.0)	
勤務時間数		
週40時間未満	63(8.1)	
週40時間程度	397(51.1)	
週40時間以上	263(33.8)	
無回答	54(6.9)	
計	777(100.0)	
給与に対する満足感		
満足している	177(22.8)	
満足していない	553(71.2)	
無回答	47(6.0)	
計	777(100.0)	
休暇によって休息できるか		
はい	158(20.3)	
いいえ	568(73.1)	
無回答	51(6.6)	
計	777(100.0)	

2 就学の状況

対象者の現在の学校への入学動機を尋ねた結果、選択肢回答（複数回答）の中で目立って多かったのは、「看護職を続けていくには看護婦の資格が必要だと思

った」の74.4%（578名）と「知識を増やしたい」の69.5%（540名）であった。また、これらに次いで多かったのは、「同じ様な業務をしていても准看護婦と看護婦には給与に差がある」33.8%（263名）や「准看護婦養成制度が問題になっている」25.7%（200名）というように、制度問題に直接関わる理由であった。准看護婦としての「経験3年以上」群と、「経験3年未満」群とでこれらの比率に差があるかを見た結果、進学動機に「看護職を続けていくには看護婦の資格が必要だと思った」をあげた者の割合は、「経験3年以上」の者で有意に高かった（p<.05）。

以上のような動機で入学を果たした対象者が、実際に「入学して満足しているか」を尋ねた結果では、「はい」が33.5%（260名）に対して「どちらともいえない」が49.7%（386名）と約半数を占め、「いいえ」との回答も15.4%（120名）に上った。また、ここで「いいえ」と回答した者にその理由を尋ねた結果では、「仕事で疲れてしまって余裕がない」という回答が

65.8%（79名）で最も多かった。なお、経験年数別に見ると、「入学して満足している」者の割合は、「経験3年以上」の者で有意に高かった（p<.05・表3）。

3 看護婦養成制度の認知度と4年制大学化に関する意識

現在の多様な看護婦養成課程について、対象者が「知っているもの」を尋ねた結果、「看護婦3年課程の養成所」91.6%（712名）、「准看護婦学校を卒業後、看護婦2年課程」89.6%（696名）、「看護系の4年制大学」79.9%（621名）、「看護婦3年課程の短期大学」78.9%（613名）が、いずれも約8割以上となった。しかし、同じ2年課程であっても、「高等学校衛生看護科を卒業後、看護婦2年課程」は64.2%（499名）、「准看護婦学校を卒業後、2年課程の短大」は56.9%（442名）、「高校衛生看護科を卒業後、2年課程の短大」になると51.9%（403名）といったように、養成機関の種類の組み合わせ等によっては認知度が低いものも見ら

表3 経験年数別にみた就学状況

2年課程への入学動機（上位3つ）		経験3年未満	経験3年以上	χ^2 検定
将来看護職を続けていくには看護婦資格が必要だと思った	はい	443(73.0)	135(83.9)	*
	いいえ	164(27.0)	26(16.1)	
（准看として）看護婦の指示の下で働くのは嫌である	はい	41(6.7)	14(8.7)	
	いいえ	567(93.3)	147(91.3)	
准看護婦と看護婦とでは給与に差があるから	はい	153(25.2)	48(29.8)	
	いいえ	455(74.8)	113(70.2)	
学習の状況		経験3年未満	経験3年以上	χ^2 検定
毎日1時間以上学習している	はい	132(22.3)	58(36.7)	*
	いいえ	461(77.7)	100(63.3)	
学校での教科試験に備えて学習している	はい	415(69.7)	123(77.8)	*
	いいえ	180(30.3)	35(22.2)	
実習に備えて学習している	はい	356(60.3)	116(74.8)	*
	いいえ	234(39.7)	39(25.2)	
		経験3年未満	経験3年以上	χ^2 検定
現在の学校に入学して満足しているか	はい	189(31.0)	72(44.7)	*
	いいえ	420(69.0)	89(55.3)	

注：表の数値は実数（%）。ただし無回答は分析から除外したため総数は各々異なる

*:p<0.05

表4 看護婦養成制度に関する認知

N=777名 複数回答 実数（%）

Q 「看護婦資格を取得する方法としてあなたが知っていたものは？」

高等学校衛生看護科卒業後、看護婦2年課程の各種・専修学校を卒業	499(64.2)
高等学校衛生看護科卒業後、看護婦2年課程の短期大学を卒業	403(51.9)
准看護婦養成所を卒業後、看護婦2年課程の各種・専修学校を卒業	696(89.6)
准看護婦養成所を卒業後、看護婦2年課程の短期大学を卒業	442(56.9)
看護婦3年課程の各種・専修学校を卒業	712(91.6)
看護婦3年課程の短期大学を卒業	613(78.9)
4年制の看護系大学を卒業	621(79.9)
その他	11(1.4)

れ、養成制度の複雑さを示す結果となった（表4）。

こうした対象者に、「いろいろな養成コースがあることをどう思うか」について複数回答で意見を求めた結果では、「どんなコースであっても同じ資格を得られるのでかまわない」52.6%（409名）、「看護婦になるという目標を達成しやすい」52.3%（406名）といった肯定的な意見が過半数を占めたが、「給与に差が出るので一本化したほうがよい」32.0%（249名）、「人間関係に影響するので一本化したほうがいい」31.3%（243名）、「2つの学校で教育を受けるとダブってしまうので一本化したほうがいい」31.0%（239名）といった意見もそれぞれ3割程度見られた（表5）。

なお、ここでは「（看護婦養成制度は）一本化してすべて大学教育にしたほうがいい」との回答も15.4%（120名）に見られたが、別の設問で看護教育の大学教育化についての意見を複数回答で求めた結果では、「一般社会が学歴社会なので（大学化は）当然」との回答が75.9%（590名）にも上る一方で、「大卒と他の課程卒との間に待遇の差が生まれるので好ましくない」とする回答も73.4%（570名）に上るという結果となった。また、こうした傾向は、准看護婦としての就労「経験3年以上」の者ほど強く見られた（表6）。

4 准看護婦養成制度についての意識

対象者の准看護婦養成に関する意識は、養成停止に「賛成」が18.3%（142名）、「反対」が20.3%（158名）、「どちらともいえない」が60.6%（471名）という結果であった（表7）。

なお、対象者のうちもともと准看護婦制度問題に関心が「あった」と回答した者は79.4%（617名）、「なかった」が19.2%（149名）であったが、このような従来からの関心の有無別に養成停止に対する賛否に違いがあるかを（「どちらともいえない」と回答を除外して）見てみると、従来から「関心があった」者のほうが、養成停止に「賛成」と回答した者の割合が有意に高かった（ $P<.001$ ）。

さらに、養成停止に対する賛否について、それぞれの理由を選択肢・複数回答で尋ねたところ、「賛成」の理由は「准看護婦と看護婦との間の差別をなくすため」61.2%（90名）、「看護の質の向上」56.5%（83名）が上位に上り、「反対」の理由では「看護婦不足が予想されるので」64.8%（107名）、「（准看課程は）働きながら資格が取れるので」53.9%（89名）が上位に上がった。最も多かった「どちらともいえない」の理由としてあげられたのは、「今まで准看護婦として働い

表5 看護婦養成制度に関する評価

N=777名 複数回答 実数 (%)	
Q 「看護婦資格取得のために色々なコースがあることについてどう思うか？」	
色々なコースがあるほうが看護婦になるという目標を達成しやすい	406(52.3)
色々な経験をした人が看護婦になれるため幅のある看護ができる	398(51.2)
同じ資格を得られるのだからどんなコースがあっても構わない	409(52.6)
看護婦間の人間関係に影響するのでコースは一本化したほうがよい	243(31.3)
看護婦間に給与の差を生む可能性があるので一本化したほうがよい	249(32.0)
准看一進学コースは学習内容が重複するので一本化したほうがよい	239(30.8)
養成コースはすべて大学教育に一本化したほうがよい	120(15.4)
その他	40(5.1)

表6 経験年数別・看護婦養成の4年制大学化に関する意見

		経験3年末満	経験3年以上	χ^2 検定
これからの看護婦には大卒のレベルが必要だと思う	は い いいえ	189(31.1) 418(68.9)	48(29.8) 113(70.2)	
3年課程の専修学校も短大・大学に移行する必要があると思う	は い いいえ	148(24.4) 459(75.6)	38(23.6) 123(76.4)	
看護系大学の増加により看護の質は向上すると思う	は い いいえ	286(47.1) 321(52.9)	62(38.5) 99(61.4)	#
一般社会が学歴社会なのだから4年制大学化は当然だと思う	は い いいえ	50(8.2) 557(91.8)	25(15.5) 136(84.5)	*
看護婦間に学歴による待遇差が生じることが心配	は い いいえ	456(75.1) 151(24.9)	133(82.6) 28(17.4)	*
看護には学歴よりもこころが大切だと思う	は い いいえ	452(74.5) 155(25.5)	117(72.7) 44(27.3)	

注：表の数値は実数（%）。ただし無回答は分析から除外したため総数は各々異なる

#: $p<0.1$ *: $p<0.05$

ていた人に看護婦資格を保障した上で廃止（に賛成する）」という意見が75.9%（362名）と圧倒的に多く、この数は対象者全体においても46.6%と約半数を占めた（表8）。

対象者の准看護婦としての就労経験の有無によって、養成停止に関する回答に違いがあるかを見たところ、「経験3年未満」の者よりも「経験3年以上」の者の方が「養成停止に賛成」と回答した者の割合が高い傾向にあった（ $p<.01$ ）。一方で、全体の6割を占めた「どちらともいえない」との回答を経験年数別に見てみると、回答理由に「今まで准看護婦として働いてきた人に看護婦資格取得を保障すべき」をあげた者の割合は、「経験3年以上」の者では有意に低くなっていた（ $p<.05$ ）。

なお、今回の調査では、准看護婦移行教育に関しては「通信教育制度の導入」と「衛星放送利用」の2つの方法の是非についてのみ尋ねたが、その結果、「通信制」には賛成30.6%（238名）に対して反対が67.4%（524名）、「衛星放送」には賛成37.3%（290名）に対して反対60.4%（469名）と、いずれも否定的な評価が多かった。特にこの回答を経験別に見た結果では、「経験3年以上」の者では「通信制」に反対する者の割合が有意に高く（ $p<.05$ ）、同じく「衛星放送利用」にも反対する者の割合も有意に高かった（ $p<.001$ ）。

表7 准看護婦養成停止に関する賛否

N=777名 実数 (%)	
養成停止に賛成	142(18.3)
どちらともいえない	471(60.9)
養成停止に反対	158(20.4)
計	777(100.0)

考 察

今回の研究対象者は、約8割が経験3年未満であった。准看護婦養成所学生や2年課程定時制学生の就労状況に鑑みると、このことはすなわち、8割のうちほとんどが高校卒業後、准看護婦課程を経て2年課程にストレートに進学してきた者であることを示している。また、対象者の9割以上が経験10年未満であったことは、全国調査⁶⁾の傾向とほぼ一致する結果であった。

なお、2年課程定時制学生の就労については、労働条件を中心とした准看護婦養成所学生の就労に類似した問題点があるとかねてより指摘されてきたが、今回の調査結果からも学生の就労における様々な問題が推察できた。

このように就労学生として“苦労”を重ねている対象者だからこそなおさら、現在に至る自らの選択や現在の立場について自己肯定したいという意識が働くのも当然であろう。そのことは、現在の複線型教育制度に対して「同じ資格を得られるのでかまわない」等の“肯定派”が過半数を占めたという結果にも伺える。しかし、ここでむしろ重視すべきは、対象者の約3割が逆に、複線型の教育制度がもたらす負の部分、すなわち「給与における差別」や「人間関係」への悪影響を懸念し、さらに2年課程の学生だからこそ実感できる「教育のダブリ」を指摘し、「養成制度一本化」を訴えていたことである。特にこうした懸念や指摘は准看護婦としての就労経験の長い者に強く、資格の二元構造と教育の「複線型」に対する、経験者だからこそ重要な意見として受け止める必要がある。

対象者の看護教育の4年制大学化に関する意識については、「一般社会が学歴社会なので（大学化は）当然」との回答と、「大卒と他の課程卒との間に待遇の差が

表8 准看護婦養成停止に関する賛否の理由

「賛成」の理由 N=142名 複数回答 実数 (%)	
看護の質の向上のため養成停止したほうがよい	83(56.5)
看護職の地位向上のため	51(34.7)
准看護婦と看護婦との間の差別をなくすため	90(61.2)
准看護婦から看護婦を目指すのは苛酷な回り道になる	58(39.5)
その他	17(11.6)

「反対」の理由 N=158名 複数回答 実数 (%)	
収入を得ながら資格が取れるので存続したほうがよい	89(53.9)
看護婦3年課程の定員が少ないので	57(34.5)
今後看護婦不足が予想されるので	107(64.8)
その他	21(12.7)

「どちらともいえない」の理由 N=471名 複数回答 実数 (%)	
今まで准看護婦として働いてきた人に看護婦資格の取得を保障した上でなら停止に賛成	362(75.9)
教育内容を変えれば養成は存続してもよい	152(97.4)
准看護婦の働く場を限定すれば養成存続してもよい	68(14.3)

生まれるので好ましくない」との回答がいずれも約7割と、肯定・否定の入り交じる興味深い結果となった。ただし、前者の回答は必ずしも積極的な肯定とはいえない、別の設問においては、積極的に4年制大学への一本化を支持する回答は2割にも満たなかった。

過去に准看護婦課程を経験し、現在各種・専修学校(定時制)に学ぶ学生であるという対象者にとって、看護教育の大学教育化は、いわば自身の進路選択の対極に位置付く動きともいえ、それへの「評価」以前に、正確な理解さえまだ十分とはいえない状況であることがうかがえた。近年、看護系大学の増加に伴い、大卒者と各種・専修学校卒者が同じ職場に就職するケースが増えている。このことは、相互理解を促進する機会を増す反面、情報不足や誤解がそのまま大卒者への誤解や偏見として顕在化する危険も秘めている。こうしたことから大学側は、今後、大学以外の看護教育機関やその在学生・卒業生に対して、いっそう積極的なPRや情報提供をおこなっていく必要があるといえる。

一方、上述のような大学教育(化)の対極にある准看護婦養成課程は、今回の対象者にとってはまさに当事者として関係の深い養成課程である。対象者の准看護婦養成停止をめぐる意見は、「反対」(20.3%)および「どちらともいえない」(60.6%)が「賛成」(18.3%)を大きく上回る結果となったが、これは、先行研究における准看護婦学生の意識調査結果⁷⁾⁸⁾に近似している。ただし、この結果においても注目すべきはやはり、「賛成」「どちらともいえない」が合わせて8割に上った点である。いうまでもなく、2年課程の学生は現在准看護婦資格所持者である。その彼女らが、自らの資格を規定する法律・制度の存続を否定または保留せざるをえなかつたのである。また、対象者の約半数が意見保留の理由として、仲間である就業准看護婦の看護婦資格取得(移行)の可能性への懸念をあげた点は非常に興味深い。なお、対象者が「(養成停止に)反対」する理由として選択した看護婦不足への懸念や「働きながら資格が取れる」メリットが、もはや准看護婦養成それ自体の存続を支持する根拠になりえないことはいうまでもない。

最後に、今回の分析では、設問ごとに「経験3年未満」群と「3年以上」群の間の比率の差を見てきたが、これについて最も興味深い結果は、養成停止と移行教育に関わる設問において得られたと考える。分析結果では、「経験3年以上」すなわち准看護婦としての就労経験がより長い対象者ほど、養成停止に賛同するものの割合は高いが、現在の就労准看護婦への移行保障や、移行教育における通信制や衛星放送利用などへの

賛同意見の割合は、「3年未満」の者に比べて有意に低い結果となった。

すなわち、経験の長い准看護婦ほど、自身が制度の矛盾を経験しているからこそ養成停止には賛成だが、進学に際しての強い動機付けや努力の大きさゆえに、「簡単に看護婦になってもらっては困る」という意識が強く現れたものと考えられる。こうした結果は俗に「2年課程出身の看護婦が、一番准看護婦に厳しい」と揶揄される状況を裏付けるように見える。しかし、これも含めて、今回の大学教育化や准看護婦養成をめぐる調査結果は、あくまでも現在の意識であって、対象者自身の情報量や理解の程度との関連は見ていないという限界がある。

換言すれば、今後、提供される情報の質・量の充実によっては、こうした学生たちの意識の傾向も大いに変化する可能性があるともいえよう。

おわりに

本研究は、看護婦2年課程を置く群馬県下7校の専修学校・定時制の在学生全員を対象に実施した質問紙調査結果から、今日の看護教育制度の中でも、特に変動する4年制大学化と准看護婦養成停止の動きに対する意識を把握したものである。調査によって得られた777名の回答からは、対象者の勤労学生としての生活の厳しさと、それを基盤とした上での現在の教育制度とその変化に対する意識の一端を明らかにすることができた。

本研究の限界は、質問紙票の設問形式が、ほとんどクローズドの選択肢回答であり、なおかつ、あくまで「意識」の把握が中心であり、回答者の職歴や現在の労働、教育制度に関する認識等の「実態」が十分把握できなかつた点にある。今後は、対象者の属性にも配慮して対象者の「実態」の把握に努めつつ今回の結果を再検討するとともに、看護教育制度の変革について主体的に考え判断し発言できる人材育成のあり方についても、看護教育に携わる立場としてさらに考察を広げていきたい。

謝 辞

本研究にあたり、調査にご協力頂いた看護学生の皆様および看護学校の教務の諸先生方に謝意を表します。

文 献

- 1) 岩田浩子. 看護学生の学生生活に関する意識. 看護教育 1997; 33(11): 370-375.
- 2) 嘉屋優子. 看護学生の主体性と看護教師のかかわりの一考察. 看護教育 1994; 35(6): 434-438.
- 3) 竹内千恵子, 小玉正博. 看護専門学校への進路決定要

- 因の分析とそれに基づく学校適応状況の解明. 看護教育 1995; 36(3) : 280-285.
- 4) 林千冬. 准看護婦養成所学生の就労と就学の実態. 勤労社会学年報 1990; 1 : 119-211.
- 5) 厚生省准看護婦問題調査検討会報告, 1版(「看護教育」編集室編), p36-37, 医学書院, 1997.
- 6) 厚生省准看護婦の移行に関する検討会報告書(資料), p31, 1999.4.21.
- 7) 前掲4)
- 8) 前掲5)

Research Study on Consciousness among Students of Two-year Nursing Colleges Concerning Reform of the Nursing Education

Chifuyu HAYASHI^{1*}, Hiromi KONDO² and Yumiko SUWA²

Abstract : We launched a study by questionnaires concerning the nursing education system of today, specifically to grasp opinions about the movements to elevate nursing education into a four-year university education and to abolish the current systems to bring up JUN-KANGOFU (2nd level nurses in Japan). The subjects of our study were students attending seven specialized schools which had a two-year nursing course in Gunma Prefecture. We have received 777 responses. Our finding are summarized below.

- 1) More than 70% of our subjects decided to attend the school because they had believed that "nursing education would be necessary to follow the profession of nursing" However, only 30% of them answered that they were satisfied with their schools. It has been inferred that the principal reason to interfere with a level of their satisfaction lies in a heavy job obligations as working students.
- 2) As regards the movement to elevate nursing education into a four-year university education, more than 70% of the subjects understood that it was a natural path that a general society was education-oriented. On the other hand, almost the same numbers expressed their concern that "differences might be born among nurses in their treatments." Their evaluation of this issue, thus, indicates that are ambivalent about the movement.
- 3) As regards the abolishment of the system to bring up JUN-KANGOFU, less than 20% of our subjects expressed their agreement to its movement. However, the agreement ratio tends to be Higher among those who have been continuously interested in the movement and those who have longer experience as practical.
- 4) Longer experience as practical nurse is in proportion to a negative view on considerations to guarantee nursing qualifications to all practical JUN-KANGOFU and to promote working practical nurses into regular nurses through a reeducation system by introducing a correspondence course and/or satellite broadcasting.

Key words : two-year nursing course, college, university, JUN-KANGOFU education system, correspondence course

¹ Department of Nursing, School of Health Sciences, Faculty of Medicine, Gunma University

² Kiryu Nursing College

* Reprint address: Gunma University School of Health Sciences, Maebashi 371-8514, Japan